



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年12月18日火曜日 第1923号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県貸金業の規則等に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....1344

告 示

土地改良区役員の就退任の届出.....1345
同意の成立(漁獲共済).....1345
公共測量の終了の通知.....1345
道路の区域変更(一般国道317号).....1345
道路の供用開始(県道鈍川伊予大井停車場線).....1345
県道の区域変更(県道小田柳谷線).....1345

道路の供用開始(").....1346
道路の供用開始(県道論田袋口線).....1346
電線共同溝を整備すべき道路の指定.....1346
都市計画の変更(2件).....1347
開発行為に関する工事の完了.....1347

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....1347

公営企業管理規程

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程.....1351

規 則

○愛媛県規則第49号

愛媛県貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

愛媛県貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和58年愛媛県規則第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																										
<p><u>愛媛県貸金業法施行細則</u> (趣旨)</p> <p><u>第1条</u> この規則は、<u>貸金業法施行令</u> (昭和58年政令第181号。以下「政令」という。)及び<u>貸金業法施行規則</u> (昭和58年大蔵省令第40号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、<u>貸金業法</u> (昭和58年法律第32号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(書類の部数)</p> <p><u>第2条</u> <u>省令第1条の5第2項、第7条第2項、第10条第2項並びに第26条の29第2項及び第3項</u>の規定により知事が定める書類の部数は、次の表の左欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる部数とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書 類 の 区 分</th> <th>部 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省令第1条の5第2項に規定する登録申請書の副本</td> <td>2部</td> </tr> <tr> <td>省令第1条の5第2項に規定する登録申請書の添付書類</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省令第10条第2項に規定する廃業等届出書の副本</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>省令第10条第2項に規定する廃業等届出書の添付証明書類</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省令第26条の29第2項に規定する事業報告書の副本</td> <td>2部</td> </tr> </tbody> </table>	書 類 の 区 分	部 数	省令第1条の5第2項に規定する登録申請書の副本	2部	省令第1条の5第2項に規定する登録申請書の添付書類	1部	省略		省令第10条第2項に規定する廃業等届出書の副本	1部	省令第10条第2項に規定する廃業等届出書の添付証明書類	省略	省令第26条の29第2項に規定する事業報告書の副本	2部	<p><u>愛媛県貸金業の規制等に関する法律施行細則</u> (趣旨)</p> <p><u>第1条</u> この規則は、<u>貸金業の規制等に関する法律施行令</u> (昭和58年政令第181号。以下「政令」という。)及び<u>貸金業の規制等に関する法律施行規則</u> (昭和58年大蔵省令第40号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、<u>貸金業の規制等に関する法律</u> (昭和58年法律第32号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(書類の部数)</p> <p><u>第2条</u> <u>省令第1条第2項、第7条第2項及び第10条第2項</u>の規定により知事が定める書類の部数は、次の表の左欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる部数とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書 類 の 区 分</th> <th>部 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省令第1条第2項に規定する登録申請書の副本</td> <td>2部</td> </tr> <tr> <td>省令第1条第2項に規定する登録申請書の添付書類</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省令第10条第2項に規定する廃業等届出書の副本</td> <td>2部</td> </tr> <tr> <td>省令第10条第2項に規定する廃業等届出書の添付証明書類</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	書 類 の 区 分	部 数	省令第1条第2項に規定する登録申請書の副本	2部	省令第1条第2項に規定する登録申請書の添付書類	1部	省略		省令第10条第2項に規定する廃業等届出書の副本	2部	省令第10条第2項に規定する廃業等届出書の添付証明書類	省略
書 類 の 区 分	部 数																										
省令第1条の5第2項に規定する登録申請書の副本	2部																										
省令第1条の5第2項に規定する登録申請書の添付書類	1部																										
省略																											
省令第10条第2項に規定する廃業等届出書の副本	1部																										
省令第10条第2項に規定する廃業等届出書の添付証明書類	省略																										
省令第26条の29第2項に規定する事業報告書の副本	2部																										
書 類 の 区 分	部 数																										
省令第1条第2項に規定する登録申請書の副本	2部																										
省令第1条第2項に規定する登録申請書の添付書類	1部																										
省略																											
省令第10条第2項に規定する廃業等届出書の副本	2部																										
省令第10条第2項に規定する廃業等届出書の添付証明書類	省略																										

省令第26条の29第3項に規定する参考書類 2部

附則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

告示

○愛媛県告示第1885号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市高柳土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成19年12月18日

愛媛県知事 加戸守行

退任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Entry: 理事 秋山茂 新居浜市庄内町二丁目6番13号

○愛媛県告示第1886号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年12月18日

○愛媛県告示第1888号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月18日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 7 columns: 道路の種類, 路線名, 区間, 旧・新別, 敷地の員幅, 延長, 備考. Entry: 一般国道 317号 今治市玉川町大野字要界甲61番3から同町大野字江マ工甲40番2まで

○愛媛県告示第1889号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月18日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の日. Entry: 県道 鈍川伊予大井停車場線 今治市玉川町高野字三平甲89番4から同町高野字河原京甲102番5まで 平成19年12月18日

○愛媛県告示第1890号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田柳谷線	喜多郡内子町本川4246番地先から 同町本川4249番3まで	旧	メートル 6.5~15.0	キロメートル 0.133	
			新	6.5~21.0	0.133	

○愛媛県告示第1891号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	喜多郡内子町本川4246番地先から 同町本川4249番3まで	平成19年12月18日

○愛媛県告示第1892号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	論田袋口線	喜多郡内子町立山659番	平成19年12月18日

○愛媛県告示第1893号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定した。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	敷 地 の 幅 員	延 長	整備方式
県 道	国領高木線	新居浜市坂井町二丁目甲3582番3地先から 同市坂井町一丁目7番4地先まで	メートル 27.0	メートル 580.0	裏配線方式
"	"	新居浜市坂井町二丁目甲3517番1地先から 同市坂井町二丁目3582番3地先まで	16.0~20.0	267.5	電線共同溝 方式
"	新居浜停車場線	新居浜市坂井町二丁目甲3583番3地先から 同市坂井町一丁目3596番地先まで	20.0~27.0	252.5	電線共同溝 方式

○愛媛県告示第1894号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。
平成19年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画の種類及び名称

東予広域都市計画道路 3・4・4 西町中村線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 新居浜市横水町の一部

き、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成19年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
東予広域都市計画公園 6・5・2東予市運動公園	東予広域都市計画公園 6・5・2東予運動公園

○愛媛県告示第1895号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づ

○愛媛県告示第1896号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
19松局建（開）第47号 平成19年11月30日	伊予郡松前町大字中川原字横枕333番1及び333番3	松山市古川西三丁目4番2号 古川資源リサイクル株式会社 代表取締役 松 若 永 元

訓 令

○愛媛県訓令第17号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第1条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第2（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る特定決裁事項						別表第2（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る特定決裁事項					
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分 知事	専決者		組織名	事務の種類	事 項	決裁区分 知事	専決者	
				部長	局長					部長	局長
経営 支援 課	1～3 省略					経営 支援 課	1～3 省略				
	4 貸金 業法	1 貸金業者に関すること。 <u>(1) 登録（第3条第1項、 第5条、第6条第2項）</u>			—		経営 支援 課	4 貸金 業の規 制等に	1 貸金業者に関すること。		

_____の 施行に 関する 事務	(2) 登録の更新(第3条第2項)			—
	(3) 登録換えの申請の処理(貸金業法施行規則第6条第2項)			
	(4) 省略			
	(5) 省略			
	(6) 貸金業務取扱主任者研修の受講の届出の受理(第12条の3第8項)			—
	(7) 貸金業務取扱主任者の解任の勧告(第12条の3第9項)			—
	(8) 貸金業務取扱主任者研修事務の委任(第12条の3第10項)		—	
	(9) 開始等の届出の受理(第24条の6の2)			—
	(10) 業務改善命令(第24条の6の3)		—	
	(11) 監督処分(第24条の6の4、第24条の6の8)		—	
	(12) 登録の取消し(第5条第2項、第24条の6の5、第26条の6の8)			
	(13) 所在不明者等の登録の取消し(第24条の6の6第1項、第26条の6の8)		—	
	(14) 貸金業者の営業所等を確知できない事実の公告(第24条の6の6第1項第1号)		—	
	(15) 登録の抹消(第24条の6の7)			—
	(16) 事業報告書の受理(第24条の6の9)			—
	(17) 報告の徴収(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項、第24条の6の10第1項、第2項)			
	(18) 社内規則の作成又は変更の命令(第24条の6の11第2項)			—

関する 法律の 施行に 関する 事務	(1) 登録換えの申請の受理(第4条_____)			
	(2) 登録に係る措置(第5条、第6条)			—
	(3) 省略			
	(4) 省略			
	(5) 業務の停止命令(第36条)			—
	(6) 登録の取消し(第37条、第38条_____)			
	(7) 処分等の公告(第38条、第41条第1項)			—
	(8) 登録の消除(第40条)			—
	(9) 報告徴収(第42条第1項_____)			

5 ~ 28 省略	(19) <u>社内規則の作成又は変更の承認（第24条の6の11第3項）</u>				—	5 ~ 28 省略					
	(20) <u>承認を受けた社内規則の変更又は廃止の承認（第24条の6の11第4項）</u>				—						
	(21) <u>貸金業協会への協力の要請（第41条の8）</u>				—		2 <u>貸金業協会に関すること。</u>				
							(1) <u>契約約款例の認可（第27条第2項）</u>				—
							(2) <u>協力の要請（第31条）</u>				—
							(3) <u>報告徴収及び立入検査（第35条第1項）</u>				—
		(22) <u>登録等に関する意見聴取（第44条の3第1項、第3項）</u>					—				

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表第2（第4条関係）					別表第2（第4条関係）					
局長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					局長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					
組織名	事務の種類	事項	決裁区分		組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者 部長 課長				局長	専決者 部長 課長	
商工労政課	1 ~ 8 省略				商工労政課	1 ~ 8 省略				
	9 <u>貸金業法の施行に関する事務</u>	1 <u>登録の申請の受理（貸金業法 _____（以下この部において「法」という。）第3条第1項）</u>				9 <u>貸金業 _____に関する事務</u>	1 <u>登録の申請の受理（貸金業の規制等に関する法律（以下この部において「法」という。）第4条 _____）</u>			
		2 <u>登録の更新の申請の受理（法第3条第2項）</u>		—						
		3 <u>登録換えの申請の經由（貸金業法施行規則第6条第1項 _____）</u>					2 <u>登録換えの申請の經由（貸金業の規制等に関する法律施行規則第6条）</u>			
		4 <u>変更の届出の受理（法第8条第1項 _____）</u>					3 <u>変更の届出の受理（法第8条第1項及び第3項）</u>			
		5 <u>省略</u>					4 <u>省略</u>			
		6 <u>立入検査（法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2</u>					5 <u>立入検査（法第42条第1項 _____</u>			

	項、第24条の5第2項、第24条の6の10第3項、第4項)								
10～15 省略						10～15 省略			

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(1)の2 省略</p> <p>(1)の3 貸金業法第3条第1項 _____ の規定に基づく登録の申請の受理に關すること。</p> <p>(1)の4 貸金業法第3条第2項の規定に基づく登録の更新の申請の受理に關すること。</p> <p>(1)の5 貸金業法 _____ 第8条第1項 _____ の規定に基づく変更の届出の受理に關すること。</p> <p>(1)の6 貸金業法 _____ 第10条第1項の規定に基づく廃業等の届出の受理に關すること。</p> <p>(1)の7 貸金業法第24の6の10第3項及び第4項(これらの規定を同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく立入検査に關すること。</p> <p>(1)の8 省略</p> <p>(1)の9 省略</p> <p>(1)の10 省略</p> <p>(1)の11 省略</p> <p>(1)の12 省略</p> <p>(1)の13 省略</p> <p>(1)の14 省略</p> <p>(1)の15 省略</p> <p>(1)の16 省略</p> <p>(1)の17 省略</p> <p>(1)の18 省略</p> <p>(1)の19 省略</p> <p>(1)の20 省略</p> <p>(1)の21 省略</p> <p>(1)の22 省略</p> <p>(2)～(68) 省略</p> <p>5・6 省略</p> <p>(地方局長の専決事項)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 貸金業法施行規則第6条第1項 _____ の規定に基づく</p>	<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(1)の2 省略</p> <p>(1)の3 貸金業の規制等に関する法律(以下「貸金業規制法」という。)第4条の規定に基づく登録の申請の受理に關すること。</p> <p>(1)の4 貸金業規制法第8条第1項及び第3項の規定に基づく変更の届出の受理に關すること。</p> <p>(1)の5 貸金業規制法第10条第1項の規定に基づく廃業等の届出の受理に關すること。</p> <p>(1)の6 貸金業規制法第42条第1項 _____ の規定に基づく立入検査に關すること。</p> <p>(1)の7 省略</p> <p>(1)の8 省略</p> <p>(1)の9 省略</p> <p>(1)の10 省略</p> <p>(1)の11 省略</p> <p>(1)の12 省略</p> <p>(1)の13 省略</p> <p>(1)の14 省略</p> <p>(1)の15 省略</p> <p>(1)の16 省略</p> <p>(1)の17 省略</p> <p>(1)の18 省略</p> <p>(1)の19 省略</p> <p>(1)の20 省略</p> <p>(1)の21 省略</p> <p>(2)～(68) 省略</p> <p>5・6 省略</p> <p>(地方局長の専決事項)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 貸金業の規制等に関する法律施行規則第6条の規定に基づく</p>

登録換えの申請の経路に関する事。

(2)～(46) 省略

6～9 省略

登録換えの申請の経路に関する事。

(2)～(46) 省略

6～9 省略

附 則

この訓令は、平成19年12月19日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第9号

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成19年12月18日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 収入</p> <p> 第1節・第2節 省略</p> <p> 第3節 収納及び払込み（第24条 <u>第30条の2</u>）</p> <p> 第4節 省略</p> <p>第4章～第15章 省略</p> <p>附則</p> <p>様式第37号（第32条関係）<u>督促状</u></p> <div data-bbox="156 1597 762 1821" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">督 促 状</p> <p>（住所）</p> <p>（氏名）</p> <p>省略</p> </div> <p>注 1 用紙寸法は、<u>日本工業規格A4</u>とすること。</p> <p>2 省略</p> <p>3 注意事項欄には、下記事項等を記載すること。</p> <p> (1)・(2) 省略</p> <p> (3) <u>審査請求又は異議申立てに関する事項</u></p> <p> (4) 省略</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 収入</p> <p> 第1節・第2節 省略</p> <p> 第3節 収納及び払込み（第24条 <u>第30条</u>）</p> <p> 第4節 省略</p> <p>第4章～第15章 省略</p> <p>附則</p> <p>様式第37号（第32条関係）<u>督促状</u></p> <p>（表）</p> <div data-bbox="826 1189 1437 1554" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 60px; margin-left: 20px;"></div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> </div> <p>（裏）</p> <div data-bbox="826 1597 1437 1821" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-left: 20px; text-align: center;">督 促 状</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 30px; margin-left: 20px; text-align: center;">省略</div> </div> <p>注 1 用紙寸法は、<u>郵便はがき大</u>とすること。</p> <p>2 省略</p> <p>3 注意事項欄には、下記事項等を記載すること。</p> <p> (1)・(2) 省略</p> <p> (3) <u>審査請求又は異議の申立</u>に関する事項</p> <p> (4) 省略</p>

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。